

Nabeshima Labor management



【退職代行サービス】を利用した退職にかかる諸問題

◆ 近年、『退職代行サービス』を利用して退職する労働者が見受けられるようになりました。そこで退職代行業者の実態と企業の対応について取り上げてみます。



退職代行サービスとは

『退職代行業者』が労働者に代わって、企業に対し退職の意思表示を代行するサービスです。退職と併せて、在職時の残業代未払いや、有休残日数の消化等の請求を代行する場合があります。ただし、弁護士資格を持たない民間業者が代行する場合、代行内容によっては「非弁行為」となり違法となります。

ある調査によれば、料金を支払ってまで退職代行サービスを利用した背景を調べたところ…

- ① 上司に意見をしにくい職場環境
- ② 人出不足のため退職を引き留められている
- ③ 労働者の責任感の欠如 などの理由があったようです。

① 弁護士事務所が退職代行サービスを行う場合

- ・料金 約 30,000~70,000 円 ※その他、別途費用がかかる場合がある
- ・『代理人』として全て(未払い残業代請求、有休の取得、退職日の設定等)の「調整・交渉」が可能

② 一般の民間業者が退職代行サービスを行う場合

- ・料金 約 20,000~50,000 円
- ・『使者』として退職意思や離職票の発行希望等を「伝達」することのみ可能



退職代行業者から連絡が来た場合、退職の意思表示が労働者本人によるものなのか、労働者の依頼内容がどのようなものであるかが確認できる文書等の提示を求めましょう。確認できない場合は、求めに応じる必要はありません。弁護士事務所でない民間業者による場合は、特に注意が必要です。

◆ では、以下のような事案についてはどうでしょうか？

Q 就業規則で、「自己都合で退職する場合は少なくともその30日前に申し出る」旨の規定を設けていた場合はどうなるでしょうか？

一方的に即日退職を希望していても認める必要はありませんが、就業規則よりも以下の民法の規定が優先されますので、30日前でなくとも退職が可能となります。

無期契約の場合…退職の申し入れから2週間経過で雇用契約は終了する

有期契約の場合…原則、雇用契約満了まで退職を認める必要はないが、①やむを得ない事由がある場合、②1年超勤務している場合、③双方の合意による場合等のときは解約できる

Q 就業規則に定めた退職手続きによらず、また、引き継ぎを行わず退職した場合に退職金を不支給・減額することは可能でしょうか？

まずは、退職金規程に不支給・減額事由の定めがあるかどうか確認しましょう。また、退職金には、賃金の後払い的性格に加え、功労報償的性格があるとされますが、引き継ぎを行わないことが長年の功を抹消・減殺するほどの行為かどうか考えると、企業に多大な損害を与えたという客観的な事実が証明できなければ不支給とすることはできず、減額できたとしても限定的なものになるでしょう。

《筆者：古谷野》

お知らせ

- 算定基礎届 4・5・6月に支払われた給与額で、健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額の見直し(算定基礎届)を行います。出勤簿(時給者・日給者)・賃金台帳の確認が必要になりますのでご協力をお願い致します。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため職員の訪問を控え、郵送などで対応させていただいております。
- 昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、当事務所での健康診断は中止させていただきます。

自然との共生

日光「高山(1667m)」~中禅寺湖~竜頭の滝コースは、今、シロヤシオやシャクナゲ等の花が見頃です。低山ですのでお勧めです！



わたしのひとこと

コロナワクチン接種が始まった。まずは高齢者からスタート。予約が取れない・・・<「WEB予約」「電話予約」>どちらもつながらない。家族全員でパソコンを開き一斉に予約サイトで申し込みをする。運が良ければ希望日、希望の医院に予約ができる。早いものが勝ちという、まるでゲーム遊びをやっている気分です。今年初めてなので致し方ないと思いますが、来年度からはもっと納得のいく方法で行ってほしい…。

また、コロナ禍での難問題は、家計の所得が厳しくなり、生活困窮者が増加していることです。某生保会社の調査では3人に1人が年収37.3%減で、世帯平均の貯蓄額に換算すると173万円程が年収ベースで減少になっているということです。今年度のベースアップ、定昇がどんな形・額になるのか？また雇用の維持が保たれるのかとても不安です。 鍋島 勝子



企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

